

中山間地域等直接支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート解説書

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

令和7年度から、全ての集落協定等が中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する際、環境への負荷が生じることのないよう意識して活動を実施することが必要となります。

具体的に、どのような活動において、どのようなことを意識して取り組むことが必要かをまとめたものが次のページの「チェックシート」です。

この資料では、この「チェックシート」の取組の詳細な内容について解説しています。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な**最低限の取組**を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組



- この資料において、「集落協定等」とは、中山間地域等直接支払交付金の交付対象である、集落協定、個別協定のことです。
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）については、本解説書のほか、農林水産省ウェブサイト（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>）に掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の導入について」、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（愛称：みどりチェック）Q&A」等を参照してください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート（様式）

集落協定向け（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 参考様式第4号 別紙様式8）

環境負荷低減のチェックシート（集落協定向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☐)	☐	⑧	☐	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐	⑨	☐	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
③	☐	(2) 適正な防除 ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	報告時 (しました)	⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐	⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を 実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☐)	☐
⑤	☐	(3) エネルギーの節減 ※共有資産として入手した50万円以上の農機 等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☐)	報告時 (しました)	⑫	☐	(7) 環境関係法令の遵守等 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適 切な事業実施に努める	報告時 (しました)
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機 等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないよう努める (該当しない ☐)	☐	⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑦	☐	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	報告時 (しました)	⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
				⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート（様式）

個別協定向け（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 参考様式第4号 別紙様式9）

環境負荷低減のチェックシート（個別協定向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性のデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑲	☐	※機械等を扱う事業差である場合 機械等の適切な整備と管理に努める （該当しない ☐ ）	☐
⑳	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。
注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「（該当しない ☐ ）」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

チェックシート 実施手順

	集落協定等	市町村 (中山間担当)	国（環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当）
R7年度	① 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、集落協定で1枚の「チェックシート」の「申請時（します）」の□欄にチェックを入れる。 ② 「チェックシートの判断基準等」と「チェックシート」を事業計画書等他の資料とともに総会資料に入れるなど合意形成を図る。 ③ 「チェックシート」を市町村に提出する。（事業計画書（集落協定書）の認定申請に添付して提出。） ④ 「チェックシート」の取組を実施する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
R8年度～10年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ② 必要に応じ、総会等で取組状況を説明する。 ※「チェックシート」に変更が生じた場合（該当しないとしていたものが、活動内容の変更により該当することになった場合、若しくはその逆の場合）、変更内容について合意形成を図った上で、「チェックシート」を市町村に提出する（変更の届出）。	○毎年度の実施状況の確認等の際、「チェックシート」が実施されていることを簡易な聞き取り等で確認する。 （※変更があった場合） ⇒変更箇所及び必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
11年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ② 必要に応じ、総会等で取組状況を説明する。 ③ 「チェックシートの判断基準等」を基に、「チェックシート」の「報告時（しました）」の□欄報告時欄にチェックを入れる。 ④ 「チェックシートの判断基準等」と「チェックシート」を実施状況報告書等他とともに総会等資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ⑤ 「チェックシート」を市町村に提出する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。（不備があった場合は、その内容を確認の上、必要に応じて国に報告する。）	⇒市町村の報告を受け、改善指導を実施。
12年度	（該当する場合）抽出検査を受検する。		抽出検査を実施。

チェックシートの判断基準等（１）

●「集落協定に係るチェックシート」の判断基準を解説します。

（※「個別協定に係るチェックシート」の判断基準は、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書―農業経営体編―（P.5～9）をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/kurokon-49.pdf>)

●各項目について、**全ての集落協定等が行う共同取組活動を対象に実施**してください。

（該当しない項目について、取り組むことを妨げるものではありません。）

●共同取組活動において、**該当する＜判断基準となる取組内容＞を一つ以上実施**してください。

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞
（１）適正な施肥 （※共同取組活動で施肥を行う場合） 取組のポイント 🏠 栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減、施肥のコスト削減につながります。	
☐ ① 肥料の適正な管理	✓ 肥料を直射日光や雨の当たらない場所に保管する。 ✓ 保管場所を定期的に清掃する。 ✓ 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。 ✓ 肥料袋に破損がないか確認する。
☐ ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	✓ 肥料の使用状況等を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決めるように努める、又は、記録・保存について集落協定等（役員間でも可）における話合いの実施に努める。 【肥料の使用状況等の記録項目】 ① 施肥した場所（ほ場名等） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名 その他、農薬に含まれない葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等農産物の生育に係る資材の記録についても、適宜記録。
（２）適正な除草 （※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合） 取組のポイント 🏠 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。	
☐ ③ 農薬の適正な使用・保管	✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。 ✓ （有機農業等を実施している場合）化学農薬を使用しない。
☐ ④ 農薬の使用状況等の記録・保存（努めるではない）	✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ （有機農業等を実施している場合）化学農薬を使用しない。 【農薬の使用状況の記録項目】 ① 使用目的 ② 使用日 ③ 使用場所 ④ 使用した農産物 ⑤ 使用した農薬の種類または名称 ⑥ 単位面積当たりの使用量または希釈倍数 その他、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても、適宜記録。

チェックシートの判断基準等（２）

チェックシートの項目	<判断基準となる取組内容>
（３）エネルギーの節減 （※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合） 取組のポイント 🏠 温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。	
☐ ⑤農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	✓ 作業機械等で使用している燃料（電力を含む）の使用状況について、帳簿等の記載又は伝票の保存により、使用量・使用料金の記録に努める。
☐ ⑥省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	✓ アイドリングストップ等を行い、効率的な作業機械等の運転を行う。 ✓ 燃料効率を維持するため、作業機械等を定期的にメンテナンスを実施する。
（４）悪臭及び害虫の発生防止 取組のポイント 🏠 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民や農業者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。	
☐ ⑦共同取組活動において、草刈りや水路の泥上げ等を行う際には、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	✓ 共同取組活動において、草刈りや水路の泥上げ等を行う際、悪臭・害虫の発生防止・低減に向け、以下を参考に実施する。 【草刈り】 - 水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。 - 刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理する。 - 刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。 - ごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って処分する。 【泥上げ】 - 泥上げた土砂は、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用するか、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理する。 - 住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切に処理する。 - ごみ等がある場合は、各自治体のルールに従って処分する。
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 取組のポイント 🏠 廃プラスチック等の廃棄物の発生抑制、再生利用により、温室効果ガスの排出の削減につながります。	
☐ ⑧共同活動を行う際には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	✓ 共同取組活動において発生した廃棄物は、各自治体のルール（使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるために分類と異物除去等）に従って処分する。 ✓ ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を検討する。

チェックシートの判断基準等（３）

チェックシートの項目	<判断基準となる取組内容>
（６）生物多様性への悪影響の防止 取組のポイント ☞ どのような方法が良いか等を検討することが、農地及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。	
☐ ⑨ 農薬の適正な使用・保管 ※（２）適正な除草 の③と同内容	✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。 ✓ （有機農業等を実施している場合）化学農薬を使用しない。
☐ ⑩ 農薬の使用状況等の記録・保存（努めるではない） ※（２）適正な除草 の④と同内容	✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ （有機農業等を実施している場合）化学農薬を使用しない。 【農薬の使用状況の記録項目】 ① 使用目的 ② 使用日 ③ 使用場所 ④ 使用した農産物 ⑤ 使用した農薬の種類または名称 ⑥ 単位面積当たりの使用量または希釈倍数 その他、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても、適宜記録。
☐ ⑪ 生態系に配慮した事業実施に努める	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 ✓ 例えば、素掘り水路からコンクリート水路への更新を行う際、用排水路が生物や植物の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、集落協定内で工事実施前に生態系の配慮に関する工事の実施について話し合いを実施する。ただし、話し合いは、対策期間中の初回の工事の工事実施前１回以上実施する。
（７）環境関係法令の遵守等 取組のポイント ☞ みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、共同活動に関連のある環境関連法令を確認しましょう。 ☞ 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。	
☐ ⑫ 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	✓ 本資料（該当：表紙、P.4-6）を用い、みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解するとともに、チェックシートの判断基準となる取組内容を理解する。
☐ ⑬ 関係法令の遵守	✓ 本資料（p.7）を参照し、集落協定等の共同取組活動に関連する環境関係法令を遵守する。
☐ ⑭ 機械等の適切な整備と管理の実施に努める	※機械等を扱う事業者である場合 ✓ 農業機械の日常点検・定期点検、整備に努める。 ✓ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。
☐ ⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	✓ 「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。 ✓ 正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

○合意形成のポイント

☞ 「チェックシート」を総会等資料に含め、集落協定等の構成員に周知する等、合意形成を図りましょう。

関係法令の遵守について

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連等法令のうち、中山間地域等直接支払交付金の活動の実施内容に応じ該当する法令を遵守してください。

注）中山間地域等直接支払交付金の活動の実施に当たって遵守すべき全ての法令を網羅したものではありません。
活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

よくあるQ&A

	質問	回答
1	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）は、全ての項目について、中山間地域等直接交付金を実施する全ての集落協定等が令和7年度から実施しなければならないのか。	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）は、令和7年度から中山間地域等直接支払交付金の実施要件となりますので、 ・中山間地域等直接支払交付金を実施する全ての集落協定・個別協定が実施する必要があります。 ・集落協定は「集落協定向けチェックシート」を、個別協定は「個別協定向けチェックシート」を1部提出していただきます。なお、「集落協定向けチェックシート」については、集落協定の行う共同活動で該当するものがみどりチェックの対象となります。 （集落協定の構成員が個人の農業経営として取り組む内容は対象とはしていません。）
2	集落協定としてどのような取組を想定しているのか。	環境負荷低減のクロスコンプライアンスは、日頃の事業活動の中で意識すれば取り組める内容であり、例えば、共同活動に伴って発生した廃棄物として、草刈りで発生した大量の草や木くず、共同防除で使用した農薬の容器などがありますが、これらを各自自治体のルールに基づき処理しているかどうかというものが考えられます。判断基準となる取組内容例は、本解説書の「チェックシートの判断基準等」（P.4～6）に記載しておりますので、ご確認ください。
3	作付けをせずに維持管理農地のみを協定農用地とした場合、どのように評価したらよいか。	維持管理のみの場合は、適正な施肥等は該当しないと思われますので、そのようなものは「該当なし」にチェックしていただきます。（作付けしている場合でも、集落協定の共同活動として施肥や農薬防除をしていなければ「該当なし」になります。）
4	いずれかの項目で「該当しない」にチェックした場合、何か不利益が生じるか。	項目に該当しない場合、「該当しない」にチェックをすることで不利益が生じることはありません。なお、環境負荷低減のクロスコンプライアンスは、日頃の事業活動の中で意識すれば取り組める内容ですので、集落協定等は、認定申請時に、「該当する」全ての項目の（します）欄にチェックを付け、事業期間中に該当する全ての項目について取組を実践していただくこととなります。
5	環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて、市町村の役割は何か。	市町村においては、毎年度「チェックシート」のチェック項目の取組状況について確認していただきます。確認については、実施しているか（実施する意思があるか）といった形式的なことについて、対面又は電話やメール等で確認していただくことを想定しており、特に提出する書類はありません。聞き取りの相手方は、協定の代表や事務担当等を想定していますが、事前に集落協定と調整いただけると幸いです。
6	最終年度の事業報告後、国による抽出検査はどのように実施されるのか。確認書類等の提出は必要か。	抽出検査は、「チェックシート」提出者の中から抽出されたものに対して、国のクロコン担当者が報告内容の確認を実施します。「チェックシート」で報告された内容について、聞き取り・目視により確認することとしており、提出すべき必須書類はありませんが、取組内容に応じて、可能な場合には農薬、肥料、電気・燃料の使用記録等を見せたいと考えています。なお、国の確認の判断基準については別途、確認対象者及び確認者向けのマニュアル等を作成し示すことを検討しています。聞き取りについては、集落協定の代表者等に行うことを想定していますが、具体的な実施方法は今後整理します。
7	「チェックシート」の取り組みについて、本格実施後の報告内容に不備があった場合、交付金の返還を求められる可能性はあるか。（認定年度に遡っての返還なのか。）	最終年度の報告後の一部の集落協定を抽出して行われる国のクロコン担当による確認において、取組が実践されていなかったことが判明した場合は、まずは改善指導を行います。令和9年度の本格実施以降、複数回の指導によっても改善が見込まれない場合には、何らかの措置を行う予定です。措置の詳細については、今後検討します。
8	その他交付金（多面的機能支払交付金、環境直接支払交付金）で提出されるものを使い回してもよいか。	「チェックシート」の様式は事業ごとに異なりますので、それぞれの事業ごとに提出をお願いいたします。今後、事務の簡素化を踏まえ、1枚の「チェックシート」で複数事業での提出を可能とすることや、デジタル化について検討いたします。